

書 評

山崎善弘著『近世後期の領主支配と地域社会
—「百姓成立」と中間層—』

浜 野 潔

本書は、著者が2003年、関西大学へ提出した博士論文を5年間かけて加筆・修正したものであり、2007年11月清文堂から出版された。

この本のテーマを示すキーワードは、タイトルの中にもある「地域社会」ということばである。近世史研究において「地域社会論」とよばれる領域があるが、これは1980年代から議論がはじまった比較的新しい分野である。近世史に関する教科書的理解では、江戸時代は代官あるいは郡奉行が、平均すれば500人程度の規模の村々を支配する構図として描かれるが、現実には数多くの村を直接に管轄することは難しく、中間的な支配権力が必要とされた。そのため、大庄屋や惣代庄屋などといった領主と村方の間に立つ役職が生まれ、そこに包括される地域が一定のまとまりを持つようになる。地域社会論とは、こうして成立した小地域がどのような機能をもっていたのかという点について、各地域の大庄屋文書などの実証的な分析を踏まえながら展開されてきた。本書は、著者が御三卿清水領の「取締役」という中間支配機構の役割に注目して、こうした地域社会の様相に迫ったものであり、近世地域社会論に新たな視点を持ち込む労作ととらえることができる。

また、本書のもうひとつの特質は、これまであまり知られていなかった御三卿領という領知のあり方を明らかにしたことだろう。一般に、御三家御三卿は、徳川宗家の血筋を絶やさぬため設けられた徳川家の分家として並び称されることがあるが、御三家はそれぞれまとまった領地を持ち「藩」を立てていたのに対し、御三卿は十万石という石高は与えられたものの、その領知は各地に分散しており、まとまった所領や城を持つことはなかった。また、家老以下の家臣団も多くは幕臣の一時的な出向者によってしめられており、実質的には幕府の一部というべき存在である¹⁾。このように御三卿というのは近世社会において非常に特異

1) 清水家は、何度も御三家に当主が転出し、一時的に断絶した。その間、対象の領知は幕領に収公されていた。したがって、本書の対象地域は、正確にいえば、時期により清水領知あるいは幕領ということになる。

な存在であり、そのひとつ、清水家領知の支配形態を明らかにした本研究には大きな意義を見出すことができる。

本書の内容について検討する前に、まず章立てについて見てみよう。本書は序章につづき、以下の7章からなる。

序 章 本書の課題と方法

第1章 近世後期の領主支配と「取締役」制—大和・和泉・播磨の清水領知を中心に—

第2章 寛政改革と「取締役」制

第3章 寛政改革と地域支配構造の転換—惣代庄屋から「取締役」への政治的転化をめぐって—

第4章 社倉政策の展開と「取締役」制

第5章 天保改革と「取締役」制

第6章 「取締役」の武士身分への編入

第7章 中間層と地域的公共性

7つの章はもともと独立した論文としてまとめられたものなので、内容的には若干の重複があるが、全体としてはひとつのストーリーにそって再構成されており、著者の描く地域社会像、とりわけ中間支配層として存在した「取締役」の意義について、従来の見解に修正を迫るような議論が展開されている。以下、各章の内容について簡単にまとめてみよう。

まず、序章ではこれまで展開されてきた地域社会論が総括され、その意義と問題点が整理されている。具体的には、領主と村方をつなぐ中間支配機構について、その位置づけが必ずしも明確にとらえられているとはいえないと指摘する。天明の飢饉をうけて寛政期に惣代庄屋や、さらにその転化した形態である取締役とよばれる役職が各地に置かれるようになったが、著者は、その設置に積極的な意味を認めるべきとした。こうした中間支配機構は「百姓成立」という目的で作られ、かつ実際に機能していたという主張は本書全体を貫くメッセージになっている。

つづく第1章は、本書の分析対象となる清水領知および取締役に関する基本的内容が整理される。とくに、取締役に関しては、郡中費用の徴収といった日常的事務作業にくわえて、社倉の管理維持がとりわけ重視されたと指摘した。

さらに第2章では取締役が十分機能しなかったとする従来の説(久留島浩など)を批判的に検証する。著者は、取締役が実施された幕領・藩領を横断的に分析し、その設置形態には大きく分けて3つの類型があったという見解を示した(p56-57)。こうした類型化をふまえ

て検討すると、取締役が十分機能しなかったのは著者が第Ⅱ・第Ⅲ類型とよぶ地域に限られており、関東、畿内・近国など幕領の中心地域を含む第Ⅰ類型においては取締役が大きな役割を果たしていたと主張する。さらに、こうした違いが生まれたのは、第Ⅰ類型の地域の場合、「領主から地主・豪農層といった中間層へ領主支配の一部が『委任』され」ていたためであり（p.63）、中間支配層の意思がよりストレートに反映したのだという指摘は大いに注目すべきだろう。

ところで、関東、畿内・近国といった幕領の中心地域を仔細に検討すると、寛政の改革期に惣代庄屋とよばれる役職が取締役へと「政治的転化」をとげた点が重要であると述べている。第3章はこうした変化に注目し、惣代庄屋と取締役の役割について詳細な比較を行った。著者によれば、惣代庄屋とは「代官支配を補佐する中間支配機構である前に、基本的に組合村の『惣代』であったのであり（p.71）、どちらかといえば百姓の利害関係を代表するものだった。したがって、年貢の減免要求など支配者にとって好ましくない政治的態度をとることもあったが、支配の実効性を確保するためには不可欠の存在であり、いわば領主にとっては「必要悪」のようなものではなかったかと評価している。これにたいして取締役は百姓の代表者というよりも支配の末端として位置づけられる存在であった。たとえば、凶作時の「御救」は領主から委任された取締役を実施主体として行われたのである。

では、こうした御救はどのようにして実施されたのか。つづく第4章は天明の飢饉への対応として登場した社倉政策が恒常化されてゆくプロセスを跡づける。すなわち、もともと村方において地主・豪農層のような富裕層は、凶作時に一定の慈善活動を行うことが当然であり、もしそうした活動を行わなければ打ちこわしのような暴力の対象となるかも知れないという認識が共有されていた。そこで新たに社倉を立ち上げるに際しては、ごくわずかな資金を領主側で拠出するものの、大部分の費用はもともと合力活動を行っていた地主・豪農層に負担させた。そこで取締役は、こうした仕組み維持管理する主体として位置づけられるのである。

村方にたいする管理は、天保の改革期にさらに強化される。すなわち、村方の人口を維持し、年貢の源泉となる農業の生産性を確保しようとする政策が打ち出され、その実施主体として取締役が利用されるようになった。こうした政策は、たとえば作付の強制（p.161）、余業・出稼ぎの取り締まり（p.147, 167）といった命令からなっていたが、百姓の側からすると経済的には明らかに不利な内容であった。もっとも、清水領知の場合、領主側から一定の譲歩が示されており、結局のところ一定の運上・冥加銀を納めることにより余業も許可されている。著者は、こうした現実的政策の遂行にあたっては中間支配層である取締役の意向が強く働いていたという点を重視しており、取締役の役割をより積極的にとらえるべきであるとし

ている。

このように、領主権力の末端に位置した取締役は、単に上からの命令を忠実に遂行するだけでなく、自らの意見を政策に反映するところまで政治性を高めてゆく。やがて「永々帯刀」といった特権（徒格）が与えられ、さらに身分の世襲が認められるようになると、もはや取締役は百姓ではなく、武士へと転化することになった（第6章）。著者は、こうしたタイプの取締役を「在村型武士」という概念で位置づけている（p.226）。

さらに、最終章である第7章では、「在村型武士」たる取締役が、単なる支配機構の歯車のひとつという存在を超えて、一定の「公共性」を担ったのではないかという議論が展開される。近世史における「公共性」あるいは「公共圏」という概念は平川新によってごく最近、提唱された概念である²⁾。著者は、清水領のような弱体な支配組織を抱える場所（あるいは小規模領主などの場合）は、領主の側に「公」の限界が存在するのであり、取締役などの巨大豪農もまた公共性を担う必要性があったと評価する。さらに、豪農の規模によって、地域的公共性の発現には2つの回路があるとする主張（p.264-266）も興味深い。すなわち、播磨国集会の主体となった豪農（惣代庄屋）は規模が小さく、したがってより百姓側の立場に立って行動しがちだった。一方、清水領知のように巨大豪農が存在しているところでは、豪農（取締役）が領主側の立場により近い行動を示した。つまり、取締役のもつ「公」の意識が、領主側の「公」の限界（p.245）を補っていたというのが著者の論点なのである。

本書を通読してまず感じたのは、「取締役」というテーマを一貫して追いかける過程で、議論の組み立てに必要な史料が実に的確に用意され、整理されていることである。一般に大庄屋クラスの残した文書は膨大な量に及ぶとともに、通常の村役人文書の分類基準に当てはまらないことが多く、その中から必要な情報を探し出すのは大変な努力を必要とする。著者は播磨国加東郡河合中村・三枝家文書という良質な文書を縦横に使いこなすとともに、必要に応じて他の史料についても利用することで、実証性のきわめて高い論証を展開した点は高く評価できるだろう。

ところで著者は、地域社会論に関する先行研究に多くの批判を加え、修正を迫っているが、よく読んでみると、個々の研究が対象とした地域にはさまざまな違いがあり、一地域の研究から近世の地域社会全体を見通すことはできないというメッセージがその裏側にあると思われる。たとえば、本書は久留島や平川の個別研究とは対照的に「取締役」の役割を積極的に評価しているが、これは先行研究への単純な批判ではなく、対象とした地域社会のあり方が異なるためであるという点がとりわけ重要な点である。

2) 平川新（2005）「『郡中』公共圏の形成」『日本史研究』511号

本書は、清水領知という特異な地域を対象にし、領主権力に限界があるようなところでは、中間支配層の役割が公的な性格を帯びてくること。さらに、ここで見た播磨国のような巨大豪農が発達した場所では、在村型武士とよべるような中間権力が成立したことを明らかにした。そうした点で、近世地域社会のひとつのあり方を示したといえよう。そうであれば、さらに著者に望みたいのは、近世社会全体の類型化と、その中で本書に示されたような関東、畿内・近国など非領国地域の位置づけを明らかにすることではないだろうか。すでに著者は第2章において、「取締役」の類型を3つのパターンに分けて考察している。望むべくは第7章に続く章を新たに起こし、これまでの地域社会研究との比較を踏まえた近世全体のスケッチがあったら、と思うのである。

たとえば、本書のような大都市周辺部とは対極にある辺境地域とはどのような比較が可能なのだろうか³⁾。あるいはまた、大名領国地域において中間支配層はどのようなあり方を示していたのだろうか。本書の延長線上にはいくつもの課題が横たわっている。もちろん、こうした疑問は著者がこれからの研究において取り組むべき課題であり、本書をひとつの通過点として、今後ますます近世地域社会論の議論が進むことを期待したい。

(清文堂、2007年11月刊、A5版、v+286ページ、6,800円＋税)

3) 辺境地域における地域社会論としては、渡辺尚志編(1999)『近世地域社会論—幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続—』岩田書店などがある。なお、評者による以下の書評も参照されたい。浜野潔(2000)「書評 渡辺尚志編『近世地域社会論—幕領天草の大庄屋・地役人と百姓相続—』」『社会経済史学』第65巻6号 pp.86-87。